

地域医療介護総合確保基金（介護分野）

1 概要

団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年を展望し「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題

⇒ 消費税増収分を財源として、新たな財政支援制度（基金）を創設

⇒ 各都道府県が作成する計画に基づき事業実施

⇒ 平成26年度より医療分野で実施 ⇒ **平成27年度から介護分野でも実施**

2 介護分野の対象事業

(1) 介護施設等の整備の推進（地域密着サービスの施設・設備等）

※地域密着サービスは、原則として所在市町村の住民のみが利用できます。

(2) 介護人材等の確保と資質の向上

3 基金の造成

○ 負担割合は国 2 / 3 : 都道府県 1 / 3

○ 平成 26 年度 : 医療分野 = 904 億円

○ 平成 27 年度 : 医療分野 = 904 億円

介護分野 = 724 億円

(1) 施設整備 634 億円
(2) 人材確保 90 億円

4 スケジュール

1 月 国から、平成27年度の基金所要額調査依頼

3 月 国へ事業・所要額提出、ヒアリング

大阪府から厚労省へ提出した所要額 計53億9055万5千円

	主な事業	所要額内訳
(1) <u>介護施設等の整備の推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス施設等の整備支援 ・ 施設等の開設準備経費の助成 ・ 定期借地権利用による整備支援 	46 億 2242 万 8 千円
(2) <u>介護人材等の確保と資質の向上</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材確保・職場定着支援事業 ・ 生活支援コーディネーター養成事業 ・ 地域包括ケア等充実・強化支援事業 等 	7 億 6812 万 7 千円

国予算成立後 国が基金交付要綱等を発出

都道府県毎の配分額を内示

7 月頃 都道府県計画を国へ提出

国から交付決定